

現 場 説 明 書

1 工 事 名 令和8年度 予防治山事業 第7号工事

2 工事箇所名 安曇野市 吐中

3 現場説明・施工条件明示事項

(1) 総則

この工事に当たっては、縦覧中の設計図書、この説明書のほか「森林土木工事共通仕様書（令和8年4月1日適用。以下「共通仕様書」という。）」、「森林土木工事施工管理基準（令和8年4月1日適用）以下「管理基準」という。」、「土木工事現場必携（令和8年4月一部改定版 長野県）（適用表による）」、「設計変更ガイドライン」（令和5年2月）、工事一時中止に係るガイドライン（案）（平成29年4月）を適用します。

(2-1) 工事内容

☒ 設計書のとおりである。

施工箇所が点在する工事の積算方法の工事について

☒ 無 し

(2-2) 工種ごとに指定する施工期限

工種・箇所	着手時期	完了時期	部分使用・引渡しの有無等
なし			
なし			

※週休2日工事

本工事は、週単位の週休2日補正を行う工事である。なお「週休2日工事実施要領」に従い取り組むものとする。

(参考) 「週休2日工事実施要領」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/infra/kensetsu/gijutsu/syukyu2niti.html>

(参考) 「週休2日工事に係る経費の補正について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/sekisankijun/shinrindobokusekisanankijun.html>

※熱中症対策に資する現場管理費の補正

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(参照) 熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/documents.html>

(2-3) 工期関係

ア 通常の工期契約

工期は、雨天・休日等を見込み、工事開始日（契約日の翌日）から起算して151日間とする。（工期は令和9年2月15日までとする。）

なお、休日等には日曜日・祝日・夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

(3) 一般関係

ア 参照図書

この工事の設計に当たっては、次の図書を参照しています。

図 書 名	制定年月日 (最終改定年月日)	林務部における 適用年月日	摘要	発行元等及び 問い合わせ先
治山林道必携 積算・施工編 (森林整備保全事業設計積算要領を除く)	令和7年版	R7.10.1～		(一社)日本治山治水協会・日本林道協会
森林整備保全事業設計積算要領 (平成12年3月31日付け12林野計第138号 林野庁長官通知)	H12.3.31 (令和5年3月24日)	R7.10.1～		林野庁
森林土木事業設計単価表	令和8年度	R8.7.1～		長野県林務部
森林土木事業機械損料単価表	令和7年度	R7.10.1～		長野県林務部
建設機械等損料算定表	令和7年度	R7.10.1～		(一社)日本建設機械 施工協会
治山事業設計指針	H26.4.1 (R7.3.24)	R7.4.1～		長野県林務部
治山事業(森林整備)設計標準歩掛	H11.11.1 (R6.9.24)	R6.10.1～		長野県林務部

※ 治山事業設計指針については、令和7年4月1日適用で一部改正し長野県HPで公表しています。

掲載URL

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/sekisankijun/shinrindobokusekisankijun.html>

長野県及び長野県林務部が発行する図書は、県庁行政情報センター及び各合同庁舎行政情報コーナー、県立図書館で閲覧及び有償コピーができます。

本工事箇所に関連する測量、設計委託等の報告資料は、契約後に受注者に貸与可能です。

イ コスト縮減

常に意識を持ってコスト縮減に取り組み、設計に反映できるよう努めてください。

ウ 構造改善

建設現場における福祉の改善や労働時間の短縮、又は建設産業への理解を深める事業の実

施などの構造改善対策にも配慮してください。

エ 労働災害の防止

建設工事現場における「繰り返し型災害」の撲滅と、「死亡災害」及び「大型災害」防止のために特段の配慮と注意をしてください。

オ 個人情報の保護

当該工事の受注者は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合には、次の事項を遵守してください。

(ア) 個人情報の漏えいの禁止

当該工事の受注者は、この契約による工事に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らさないでください。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。

(イ) 個人情報の目的外使用の禁止

当該工事の受注者は、この契約による工事を行うため、個人情報を取り扱う場合は、個人情報について目的外の使用を禁止します。また、第三者に提供しないでください。

カ 暴力団

暴力団関係者等(暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。)

から不当要求または工事妨害(以下「不当介入」という)の排除について

(ア) 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出てください。

(イ) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄警察署に提出してください。

(ウ) 不当介入を排除するため、発注者及び所轄警察署と協力してください。

(エ) 不当介入により工期の延長が生じる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の要請を行ってください。

キ 抜き打ち検査

契約額が500万円以上の建設工事または契約後確認調査対象となった建設工事は、その施工途中において、長野県建設工事事務処理規程第37条第1項及び第39条第1項第6号に規定する抜き打ち検査が会計管理者、会計センター所長または発注機関の長の指定する職員により建設工事抜き打ち検査要領に基づいて行われることがあります。この実施に当たっては、契約人には通知しないで行われます。この検査の結果、検査員が不適切な事項を確認した場合、検査員は現場において直ちに、発注機関の職員を介して改善を求め、又は契約人に直接改善を求めることとなっています。

ク 指導監査

契約金額が800万円以上の工事は、その施工途中において、長野県建設工事事務処理規程第39条第1項第5号に規定する指導監査が会計局会計センターにより建設工事指導監査要領に基づいて行われます。この実施に当たっては、あらかじめ契約人に通知するとともに、監督員等および契約人は立ち会わなければならないこととなっています。

ケ しゅん工検査関係

適正な検査を実施するため、検査補助員を配する検査及び複数日検査を実施する場合があります。

コ ワンデーレスポンス・ウィークリースタンス

「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するなど、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現することである。

受注者は、発注者のワンデーレスポンスの取組みに対し、情報共有化のための協議書類の電子化や、施工協議経緯表の共有化、施工状況報告を電子媒体で行うなど実施可能な範囲で発注者に協力しなければならない。なお、監督員が即日回答できない場合は、回答が必要な期限を発注者と受注者とで協議の上、回答期限を設けるなど「現場を待たせない」を念頭に工事に従事しなければならない。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/wande-resuponsu.html>

「ウィークリースタンス」とは、受発注者間で効率的かつ計画的に工事・業務を進めるためのルールを定める受発注者共同の取組であり、成果物の品質確保と、ワークライフバランスの推進による担い手の確保・育成を目的とする。「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者間で十分な意思疎通を図り、取組みを行うとともに、取組内容については施工計画書に記載すること。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/ui-kuri-sutansu.html>

サ 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

受注者は、保険契約の証券又はこれに代わるものを監督員に提示することとする。

(4) 工程関係

ア 本工事に近接ないし競合する工事 なし

イ 本工事において、施工期間及び施工方法等の制約条件 なし

ウ 工事着手前に監督員と協議の上、地権者及び安曇野市耕地林務課に施工計画等の説明、打ち合わせをしてください。また、下記のとおり関係機関等との協議が必要です。

関係機関等	事 項	制約内容	時 期	備 考
大足地区	地元説明会	区内道路の使用方法等		着手前

なお、協議結果は施工計画書・協議記録書（様式任意）に記録し提出してください。

エ 安全協議会

☐ あり ☒ なし

オ 長期休工（7日以上の休工及び年末年始・盆休暇）する場合は、休工する期間、緊急時の連絡先、その間の現場保全方法等について、施工計画書や週間工程表に明示またはメールにより監督員に連絡してください。

カ 官公庁の休日または夜間に、監督員等が把握していない作業を行う場合は事前に理由を付

した書面によって監督員等に提出してください。

メール等により事前に作業内容等について監督員等に連絡している場合は提出不要です。

キ 猛暑時間の施工回避

現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を監督員と協議のうえ設定してください。

早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合には発注者も協力するため、事前に調整してください。

(5) 契約書（案）関係

ア 第1条（総則）関係

(ア)第3項に規定する特別に定める仮設、工法等は、次のとおりです。

	工種	種別	細別	単位	数量	構 造	図面番号	特記事項
仮 設	仮設工	工事ヤード	敷鉄板	m ²	330	図面のとおり 設置日数 126日間	7/7	詳細は設計図書による

現場環境改善費

☒ 有 り

本件については現場環境改善費（旧イメージアップ経費）の率計上箇所であるため、以下の各計上費目から1内容ずつ計4つの内容を実施してください。

また、選択に当たっては、地域の状況・工事内容により、組み合わせ、実施費目数及び実施内容の変更を可とします。

現場環境 改善費 (旧イメ ジアップ 経費)	基本的な例	
	計上費目	実施する内容（率計上分）
	現場環境改善 (仮設備関係)	1.昇降設備の充実 2.環境対策の充実 3. I C T設備の充実 4. 作業負荷の低減 その他
	現場環境改善 (営繕関係)	1.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2.労働宿舍の充実 3.現場休憩所の充実(交通誘導警備員待機室を含む) 4.衛生設備及び厚生施設の充実等 5.現場事務所等への木材利用 その他
	現場環境改善 (安全関係)	1.工事標識・照明等安全施設の充実 2.盗難防止対策 3.健康関連施設の充実 4.野生生物・害虫対策等 その他

	地域連携	1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・運営管理等含む） 3. 社会貢献・地域対策費（地域行事等の経費を含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等） その他
	計上費目	実施する内容（積上計上分）
		1. 避暑（熱中症対策）・避寒対策

※ 率計上する内容については、原則として設計変更の対象とはしませんが、特別な現場環境改善を行う必要が生じた場合は別途積上げ計上します。

※ 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、率計上ではなく対策の妥当性を確認の上で積上げ計上しますので、対策を実施する場合は現場着手前までに協議をしてください。

※ 長野県産材を使用した実施内容は積上げ計上できませんが、成績評定の総括監督員評価「社会性等」の「地域への貢献等」（景観配慮で県産材を使用した現場事務所、工事看板の木造化・木質化等）で評価対象としますので、現場環境改善において県産材の積極的な利用を検討してください。

なお、成績評定での評価を求める場合には、県産材使用を証する書類として25ページ5(1)オの長野県県産間伐材供給センター協議会から発行される県産材産地証明書等、又は県産材使用を証する書類を提出してください。

※ 営繕関係における「5. 現場事務所等への木材利用」について

- ① 受注者が任意で実施する以下の内容とします。なお、構造・仕様は問いません。
 - ・ 壁、柱、梁、桁、小屋組み、天井、床等の全部又は一部に木材を使用している現場事務所。ただし、内壁、天井、床に合板を使用したプレハブ現場事務所は含まない。
 - ・ 現場事務所（プレハブ現場事務所を含む）の壁面保護や目隠しとして、現場事務所の正面1面以上に設置する木製パネル（既製品を含む）。
- ② 使用する木材は、合法性・持続性の証明された木材を原則使用するものとします。

なお、現場での支障木等を活用する場合においては、監督員が確認し承認することで同様の扱いとします。
- ③ 現場事務所等への木材利用に係るすべての費用は、現場環境改善費の率計上に含まれます。
- ④ 現場事務所等への木材利用として県産材を使用した場合は、営繕関係に加え、地域連携の実施する内容（率計上分）の「3. 社会貢献」としても実施したものと認めます。

※ 実施に当たっては施工計画書に「実施する内容」を記載し監督員と協議するとともに、実施内容の確認は監督員の立ち会い確認または、しゅん工書類に撮影した写真を添付してください。

※ 上記で施工計画書に計画した内容については創意工夫等の評価対象とはしません。

※ 現場環境改善費の事例集を以下のURLに掲載しているので、参考にしてください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/sekisankijun/shiyosho.html>→現場環境改善費事例集

快適トイレの導入について

☑ 本工事は、原則として快適トイレを導入する工事である。

- ・ 受注者は、快適トイレの設置をするか否かについて、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。設置しない場合は、本要領によらず施工するものとする。

詳細については、「建設工事における「快適トイレ」設置の試行要領 長野県林務部」による。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/i-conrinmu.html>

- (イ) 次の設備については、**任意仮設**とします。受注者は、明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工してください。施工方法について施工計画書に具体的に記載してください。なお、明示した条件の変更が無い限り設計変更の対象としません。

仮設物・仮設備名等		設計条件	制約条件	特記事項
水替工		瀬追工、対象流量0.28m ³ /s 水替工	借地内で行う	
足場工		本体工	キャットウォーク	

イ 第7条（下請負人の通知）関係

受注者は、適切な施工体制を確保し、下請負人を含む工事全体を把握して運営を行うこと。

特に社会保険への加入については、建設業の人材確保において重要な事項であることを踏まえ、自社はもとより、すべての下請について加入状況の確認を行うこと。

施工体制の適正な確保に関して作成する書類は、施工計画書に添付することとするが、別途提出としても差し支えない。

下請負人通知書の提出は原則不要とします。また「下請負人等一覧表」の提出も不要とし、施工体系図をもって替えるものとします。発注者が求めた場合には施工計画書、施工体制台帳作成以前に提出するものとし、その後、変更があった場合は、その都度提出してください。

【施工体制に係る工事書類等】

- ② 「施工体制台帳」、「施工体系図」

- ② すべての下請契約書の「写」（下請契約の請負代金の総額にかかわらず作成）

※工事書類簡素化ガイドライン（R7.4適用）に基づき、施工体制台帳の添付書類として下請契約書写しを提出

- ③ 主任技術者（監理技術者）の資格証等の写し及び保険証

※ 工事書類簡素化ガイドライン（R7.4適用）に基づき、現場代理人等通知書に添付した場合は提出不要

注）施工体制台帳作成対象としての下請負人の判断

事 例	施工体制台帳記載の有無 下請負人に関する事項、再下請通知書、 下請契約書写、施工体系図を含む	主任（監理）技術者の配置の有無
交通誘導警備員	台帳作成不要 契約書写しを添付し、提出	指定路線は資格者必要
産業廃棄物処理業者 （収集運搬業・処分業）	台帳作成不要 契約書写しを添付し、提出	
ダンプ運搬（運搬のみ）	台帳作成不要 契約書写しを添付し、提出	
立木の伐採（伐採のみ。 伐根、集積、積込を含 まない）	台帳作成不要 契約書写しを添付し、提出	
1日で完了する請負契 約、少額な作業・雑工・ 労務のみ単価契約の請 負契約	業者間の契約が建設工事である場合は 請負契約のため台帳作成	建設業の許可を必要とする場合も しくは有する場合は技術者の配置 が必要
クレーン作業、コンクリートポン 打設等、日々の単価契 約で行っている場合	日々の単価契約であっても請負契約に 該当するため、台帳作成を必要とする。	建設業の許可を必要とする場合も しくは有する場合は技術者の配置 が必要
クレーン等の重機ハローを 機械と一緒にリース会社 から借り上げる場合	台帳を作成する	建設業の許可を必要とする場合も しくは有する場合は技術者の配置 が必要

ウ 第8条（特許権等の使用）関係

☐あり ☒なし

特許権、その他第三者の権利の対象となっている施工方法の指定は、次のとおりです。

区 分	工 種	種別	細別	単位	数量	構 造	図面番号	特記事項
施工部分	なし							
特許権等 の名称	なし							

エ 第10条（現場代理人及び主任技術者等）関係

（ア）第1項に規定する現場代理人の氏名を通知する際には、当該者の経歴書を添付してください。また、専門技術者の氏名を通知する際には、当該者の経歴書と該当する専門工事の主任技術者の資格を備えていることを証する書類を添付してください。

（受注希望型競争入札以外の**建設工事**の場合加える）「主任技術者又は監理技術者等の氏名を通知する際には、建設工事に係る受注希望型競争入札実施要領様式1-1（公告〔共通事項〕）8

(3)～(5)に準じた書類を添付してください。」

(イ) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者等の工事現場への専任を要しません。

なお、現場施工に着手する日は、請負契約の締結後、監督員等との打合せにより決めてください。

(ウ) 最終契約工期内にしゅん工し、工期内にしゅん工検査を実施する場合は、しゅん工検査日までを専任を要する期間とします。

工期内にしゅん工検査が実施されない場合、専任を要する期間は契約工期までとしますが、しゅん工検査時には現場代理人又は技術者が立会い、修補指示等があったときには適切に対応できる体制をとれるようにしてください。

(エ) 建設工事の主任技術者の専任に係る取扱い及び現場代理人の兼任に係る取扱いについては、下記ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/bukyoku/dairinin-kenmu.html>

オ 第14条(監督員の立会い及び工事記録の整備等)関係

(ア) 第1項に規定する調合等について、立会検査又は見本検査を必要とする工事材料は、次のとおりです。

名称(品名)	規格・品質	形状・寸法	単位	数量	性能
なし					

(イ) 第2項に規定する監督員の立会いを要する工事は、次のとおりです。

☐あり ☒なし

(ウ) 第3項に規定する見本又は工事写真等の記録を整備すべき調合又は工事の施工は、次のとおりです。

☐あり ☒なし

カ 第15条(支給材料及び貸与品)関係

第1項に規定する支給工事材料及び貸与建設機械器具は、次のとおりです。

区分	品名	品質	規格又は性能	単位	数量	引渡場所	引渡時期
支給材料	なし						
貸与品	なし						

キ 第16条(工事用地の確保等)関係

(ア) 本工事に必要な用地及び指定仮設に係る用地(第1条関係)の使用については地権者の承諾を得ています。

(イ) (ア)以外で必要な用地の借用、及びこれに伴う諸手続については、受注者側で対応してください。特に「農地の一時転用」については、事前に松本地域振興局農業農村支援センター、市町村の担当者、農業委員会等と調整してください。

(ウ) 借地等の復旧については、原形復旧を原則とし、所有者、管理者等と立ち会いの上、借

地期間内に返還を完了してください。

- (エ) 借地等の復旧箇所については、着手前の状況を写真や測量成果等で記録するとともに、境界杭や構造物の移動については引照点等を設けるなど適切な管理を行い、必要に応じて所有者等の立ち会いを実施し了解を得たうえで着工してください。

ク 第18条（条件変更等）関係

第4項に規定する工事内容の変更は、原則として変更契約締結後に施工することになりますが、監督員の書面による指示により施工していただくことがあります。

なお、設計変更に伴い算出する受注額は、次式により算出します。

$$(\text{変更請負額(税抜)}) = (\text{設計変更額(税抜)}) \times (\text{請負額(税抜)}) / (\text{設計額(税抜)})$$

(万円未満切捨て)

ケ 第30条（不可抗力による損害）関係

- (ア) 第1項に規定する天災その他不可抗力によって損害を受けたときは、災害の原因となった気象条件その他の状況、災害時の出来高、工事目的物の出来高部分に関する損害額ならびに復旧費及び災害発生後の措置状況について、書面（写真貼付）をもって通知してください。
- (イ) 損害額の算定に当たっては、受注者の善良な管理者の注意業務を怠ったことに基づくもののほか、受注者の責に帰すべき工程の遅延により損害が生じたもの及び損害が拡大したと認められるものは対象としません。
- (ウ) 第4項に規定する請負代金額とは、損害額を負担する時点における請負代金額をいいます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/sekisankijun/shiyosho.html>

コ 第45条（契約不適合責任）関係

- (ア) 緑化工について、しゅん工検査時に植物の生育判定が実施できないときは、「契約不適合責任」扱いとして検査後の適正な時期に生育判定を行うこととします。その際、植物の生育が不良であった場合は、追播等の手直しを行ってください。

※林道法面については、長野県林道事業緑化基準、管理基準により扱うこととします。

※治山事業については、長野県林道事業緑化基準を準用し、管理基準により扱うこととします。

- (イ) 枯損木の取扱い

共通仕様書 第8章 第2節 植栽の記載内容のとおりです。

サ 第58条（火災保険等）関係

第1項に規定する火災保険その他の保険の付保条件は、次のとおりです。

☐ あり ☒ なし

(6) 安全対策関係

ア 安全管理

- (ア) 土石流による労働災害防止のためのガイドライン（平成10年3月23日付け労働省労働基準局長通達）第二の土石流危険河川に該当

☐ あり ☒ なし

同ガイドラインに従って必要な措置を講じ、定めた規定を施工計画書に記載してください。また、土石流に対する安全対策の実施状況を写真、工事記録等に記録して提出してく

ださい。

(イ) 掘削法面の安全管理のための伸縮計の設置

☐あり ☒なし

(ウ) 積雪期間中に、雪崩及び雪庇による労働災害発生の恐れのある山間地、斜面下等の場所で施工する現場で、次に該当する場合には「雪崩等による事故防止対策（平成8年12月長野県林務部制定）」によってください。ただし、積雪期間中に工事を中止する工事は除きます。

a 工事現場に事務所、寄宿舍等の建設物を設け、積雪期間中に施工する工事

b 工事現場には作業所、休憩所等必要最小限の建設物を設けるのみで、原則として労働者が現場に通勤する工事

本対策は、次のアドレスに別掲しております。掲載内容により対応してください。

重要なため、必ず掲載内容を確認してください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/sekisankijun/shiyosho.html#bekkei>

(エ) 崩壊・地滑り等から作業員の安全確保のため下記のとおり技術管理費に計上しています。

各種センサー	設置場所	設置数	施工時間	備考
なし				

なお、上記の費用は、協議のうえ必要に応じて設計変更の対象とします。

(オ) 工事での足場の設置について

☒あり ☐なし

本工事で用いる足場については、原則として平成27年3月5日付厚生労働省令第30号により厚生労働省から公布された「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」に基づく、足場の作業床に係る墜落防止措置の充実等を行ななければなりません。

なお、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」は、次の厚生労働省のホームページを参照してください。

重要なため、必ず掲載内容を確認してください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081490.html>

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei26/dl/01.pdf>

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei26/dl/08_0006.pdf

手すり先行工法等に関するガイドライン

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei26/dl/06_0001.pdf

はしご等からの墜落・転落災害防止対策（令和3年3月17日付け基安安発0317第2号）

<https://www.hyogos.johas.go.jp/sanpo/wp-content/uploads/2021/03/hashigokyatatsuwotukaumaeni.pdf>

(カ) ロープ高所作業について

☐あり ☒なし

(キ) チェーンソーを用いた伐木等の作業がある場合は、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（令和2年1月31日付け基発0131第1号厚生労働省労働基準局長通知）」によってください。

重要なため、必ず掲載内容を確認してください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09175.html

(ク) 労働者の安全確保・健康確保のための対策

高年齢労働者等の労働災害防止（令和2年3月16日付け基安安発0316第1号）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anz/en/newpage_00007.html

荷役作業の安全確保（令和3年1月8日付け基安安発0118第2号）

<https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/content/contents/001216786.pdf>

(ケ) 熱中症

夏季における猛暑日などの過酷な環境下（炎天下や高温多湿場所）での作業による熱中症の発生が懸念される場合は、「体制整備」「手順の作成」「関係者への周知」について、施工計画書に明示し、熱中症予防対策を講じてください。

職場における熱中症の予防

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

イ 公衆安全対策

(ア) 本工事における交通誘導警備員の現場条件及び数量は下記のとおりです。

(イ) 交通安全施設については、下記により実施することを原則とします。

a 仮設ヤードまわりは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること。

b 車道部分に接し、車など飛び込みの恐れのある場合はガードレール・視線誘導板、回転灯等を設置するとともに、特に夜間の安全対策に配慮してください。

(ウ) 現場の出入口の管理は、伸縮ゲート等を用い、施錠が可能な構造としてください。

(エ) 交通規制箇所は、規制期間を極力短くし、袋小路にならないように計画してください。

また、行事等の時期を把握し、地元の希望に沿う規制方法に努めてください。

(オ) 架空線等上空施設一般

a 工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者を確認してください。

b 建設機械等のブーム等により接触・切断の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の保安措置を行ってください。

実施内容については施工計画書に記載してください。

(a) 架空線上空施設への防護カバーの設置。

(b) 工事現場の出入り口等における高さ制限措置の設置

(c) 架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置

(d) 建設機械のブーム等の旋回・立入禁止区域等の設定

前項(a)の設置を架空線等管理者に依頼し、事業区域外等において費用が生じる場合は、あらかじめ監督員等に現場状況等の確認を請求してください。確認の結果、必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。

(7) 発生土・廃棄物関係

ア 分別解体等・再資源化等

「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）」によってください。具体的な対応は以下のとおりです。

受注代金額が500万円以上で、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材（伐根等は建築資材ではないため含まない）、アスファルト・コンクリート）を用いた土木工作物等に係わる解体工事、又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等については下記によってください。

なお、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議してください。

（ア）落札候補者は、契約締結前に「分別解体等の計画等」を添付した「説明書」を作成し、発注者に対し事前説明してください。

（イ）受注者には「通知書」の写しをお渡しします。

（ウ）下請がある場合には、下請業者（建設業以外の産業廃棄物処理業者及び交通整理員等は含まない）に対し「通知書」の写しを添付して告知する。なお、「告知書」の写しは提出不要とします。

（エ）特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、「再資源化等報告書」にて必要事項を報告してください。

イ 再生資源利用（促進）計画書（実施書）の作成について

（ア）再生資源利用（促進）計画書（実施書）の作成が必要な工事は、国土交通省令に定める一定規模以上の工事とし、下表のとおりです。

再生資源利用計画書（実施書）	再生資源利用促進計画書（実施書）
次のいずれか１つでも満たす建設資材を搬入する工事で作成する。	次のいずれか１つでも満たす指定副産物を搬出する工事で作成する。
1 土砂・・・・・・・・・・500m ³ 以上	1 土砂・・・・・・・・・・500m ³ 以上
2 碎石・・・・・・・・・・500t以上	2 コンクリート塊
3 加熱アスファルト混合物・・200t以上	アスファルト・コンクリート塊
	建設発生木材
	合計 200t 以上

受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出しようとする場合には、土壤汚染対策法等の手続確認等や搬出先の確認等を行い、確認結果票に確認結果を記録すること。

（詳細は、土木工事現場必携（R8.4.1）共12を参照のこと）

受注者は、建設発生土を搬出先へ搬出したときは、搬出先に対し土砂受領書の交付を求めること。また、搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合には、次の①～④の場合をのぞき、最終搬出先まで確認を行うこと。

（詳細は、土木工事現場必携（R8.4.1）共12を参照のこと）

- ① 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
- ② 他の建設現場で利用する場合
- ③ スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード

④ 土砂処分場（盛土利用等し、再搬出しないもの）

対象工事については、「再生資源利用計画書」・「再生資源利用促進計画書」・「確認結果票」を施工計画書に含めて提出し、説明のうえ公衆の見えやすい場所へ掲示すると共に、その実績を「実施書」としてしゅん工書類とともに提出してください。（コブリス・プラスで作成した場合は、実施書の提出は不要）

（イ）様式については原則としてコブリス・プラスを利用し作成してください。これにより難しい場合は監督員との協議により、「建設リサイクル報告様式（EXCEL）※²（EXCELの場合施工計画書に含めて提出）」によることも可能とします。

※¹（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）が提供する建設副産物の情報交換サービス。

[<http://www.recycle.jacic.or.jp/>]

※²国土交通省ホームページからダウンロード

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

ウ 発生土・特定建設資材・産業廃棄物

☐あり ☒なし

（ア）建設発生土

引渡場所・仮置場所	処分方法	運搬距離	特記事項
なし			

※上記の搬出先について、

公告時点は上記のとおりだが、契約後に搬出先を変更する場合は、変更後の搬出先における盛土規制法の許可等で必要となる手続きを改めて確認する必要がある。

（イ）特定建設資材（建設リサイクル法）

種 別	処分条件	処分場名（参考）
アスファルトコンクリート塊	再利用	なし
セメントコンクリート塊	無筋 C o	再利用
	鉄筋 C o	再利用
	二次製品	再利用
建設資材木材		

※処分場名及び金抜設計書の運搬距離は積算上、参考明示するものであり、指定するものではありません。

（ウ）産業廃棄物（建設廃棄物処理指針）

種 別	処分条件	処分場名（参考）
木くず（抜根・伐採材）	再利用	なし
汚泥		なし
その他（金属くず他）		なし

※処分場名及び金抜設計書の運搬距離は積算上、参考明示するものであり、指定するものではありません。

- (エ) 残土処理については、しゅん工書類に、作業状況の写真に加えて、処理量がわかる資料（作業前後において幅・長さ・高さのわかる写真、数箇所にあたる場合は一覧表と運搬を委託した場合の委託業者からの伝票）を添付してください。

エ 建設産業廃棄物の収集運搬及び処分

- (ア) 発注者から直接工事を請け負った元請業者が排出事業者となり、排出事業者として元請業者が建設産業廃棄物の処理責任を負います。
- (イ) 建設産業廃棄物の収集運搬及び処分を委託する場合は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と必ず書面による建設産業廃棄物処理委託契約（環境省作成または建設六団体副産物対策協議会作成様式）を締結してください。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付してください。
- (ウ) 処理委託する際は、収集運搬業者と処分業者それぞれと産業廃棄物の処理に係る委託契約書を書面により締結してください。
- (エ) 委託先の産業廃棄物処理業の許可証を確認し、委託契約書に許可証の写しを添付してください。また、委託する産業廃棄物の種類等が収集・運搬又は処分の許可証の記載内容と一致していることを確認し、処理方法及び許可の有効年月日も併せて確認するとともに、収集運搬車両には、収集運搬を業とする許可証の写しが備えているかを確認してください。
- (オ) 下記事項について施工計画書に記載してください。

処理方法	1 再資源化 2 破碎処理 3 焼却処理 4 埋立処分場 5 その他 数量 構造 図面番号			
運搬委託先 （委託の場合）	業者名		許可番号	
	住所			
処分委託先 （業者）	業者名		許可番号	
	住所			
その他	資源化の方法など			

添付書類：a 委託契約書に添付された許可書の写し

b 処分業者の所在地及び計画運搬ルート

- (カ) マニフェストにより、適正に収集運搬、処分されているか確認するとともに、しゅん工検査までに監督員の確認を受け、しゅん工書類にマニフェストのA票、B2票、D票、E票の写し（D票、E票については、後日であっても差し支えない。）を提示してください。また、再資源化施設、最終処分場との関係を示す写真を添付してください。
- (キ) D票がマニフェストを交付した日から90日以内、E票がマニフェストを交付した日から180日以内に送付されていない場合には、送付期限の日から30日以内に 地域振興局環境課又は県環境部資源循環推進課に報告してください。

(8) 環境保全関係

ア 工事における使用機械

(ア) 建設機械

本工事で使用する重機、発動発電機等の建設機械については、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領の制定について」に示す排出ガス対策型建設機械を原則として使用することとし、施工計画書にその旨を記載し、これにより難しい場合(技術証明によりその効果が明らかな排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、工事箇所周辺市町村のリース会社に当該機種在庫がない場合、販売店で当該機種を調達するのに大幅な時間を要することを証する書類を提出した場合)は監督員と協議してください。

・排出ガス対策型建設機械対象機種一覧

一般工事用建設機械	備考
・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット 以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下)を搭載した建設機械に限る。 道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車車検証の交付を受けているものを除く。

(イ) チェーンソー

伐開等においてチェーンソーを使用する場合には生分解性チェーンオイルを使用してください。

イ 周辺環境の保全(指定事項・任意事項かを明確にしておく)

(ア) 本工事施工に伴い発生する排水は、沈殿処理、PH管理等を行うなど各法令を守り、自然環境等の悪影響を及ぼすことの無いよう適正に処理し、特に指示のある場合を除き近隣の公共用水域及び排水用水路等に排水してください。また、排水路等については、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにしてください。

対策項目	処理施設	処理条件	特記事項
濁水対策	なし		
湧水対策	なし		

(イ) 特に住宅近接地域での騒音・振動等、水田や畑への排水の流出等の公害防止対策を事前に十分検討するとともに、問題が生じた場合は速やかに対処してください。

(ウ) 現場から発生土等を搬出する際には、運搬車両等の付着土砂を確実に除去してから一般道を通行してください。また、一般道で当工事が原因で破損及び汚れた場合は、受注者の責任において処理してください。

(エ) 地下掘削工事は、周囲の構造物及び地表への影響が出ないように、掘削量等の施工管理を

適切に行い、沈下や陥没等が生じた場合は公衆災害防止処置を直ちに講じるとともに速やかに監督員に報告しその後の対応にあたってください。

(オ) 現場周辺の井戸位置を確認し、監督員と協議の上、必要に応じ水質の監視を行ってください。これについては、変更対象とします。

(カ) セメント及びセメント系固化材を地盤改良材に使用する際には、六価クロムの溶出試験及びタンクリーチング試験を行い、自然環境等に悪影響を及ぼすことの無いよう適正に処理を行ってください。

なお、試験方法は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領」によるものとします。

ウ 希少野生動植物

(ア) 工事着手前に行う関係者への挨拶（市町村・自治会・地主・森林所有者など）の際に、現場及び現場周辺の貴重な動植物、また、その地区で保護育成している植物の有無に関する情報を聴取し、情報が得られた場合は、直ちに監督員に報告してください。

(イ) 工事着手前の現場確認や日常の現場管理において、現場及び現場周辺の植物を目視観察し、長野県希少野生動植物保護条例（平成15年3月24日条例第32号）に基づく指定希少野生植物（52種）が発見された場合は、直ちに監督員に報告し、発注者が確認するまでの間、損傷することの無いように管理してください。

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/shizenhogo/kurashi/shizen/hogo/kisyoyasei/jorei/jorei-kisyosyu.html#siteisyu>) 規制の対象となる動植物について参照

4 指導事項

(1) 建設工事の適正な施工の確保について

ア 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないでください。

イ 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者等については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置してください。

ウ 同一の専任の主任技術者が建設工事を管理することができる場合の主任技術者の兼務の手続きについて、下記のホームページアドレスにおいて掲載しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/bukyoku/dairinin-kenmu.html>

エ 受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者等のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者等は、建設業法第15条第2号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者等資格者証の交付を受けており、かつ過去5年以内に管理技術者講習を受けている者を配置してください。この場合において、監理技術者等資格者証

の写しを契約時に提出してください。また発注者から請求があったときは、資格者証を提示してください。

オ ア、イ及びウのほか、建設業法等に抵触する行為は行わないでください。

(2) 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めてください。

(3) 各種退職金共済制度について

ア 受注者は、建設業退職金共済制度(以下「制度」という)に加入するとともに、その制度の対象となる労務者について証紙を購入し、当該労務者の共済手帳に証紙を貼付してください。

イ 契約額800万円以上の工事を受注した受注者は、制度の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内(電子申請方式による場合にあっては、退職金ポイントの購入時に発行される掛金収納書を工事請負契約締結後原則40日以内)に提出してください。なお、期間内に収納書を提出できない特別の理由がある場合は、あらかじめその理由及び提出予定年月日を書面により申出てください。

ウ 契約額800万円未満の工事であっても、必要があると認めたときは、証紙購入状況を把握するため収納書の提出を求めることがあります。

エ 下請契約を締結する場合は、下請負人に対して、この制度の趣旨を説明し、証紙の現物交付をするかあるいは、掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請負人の制度加入ならびに証紙の購入及び貼付を促進してください。

オ 請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、収納書を工事完成時までに提出してください。

カ 受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、発注者に提示してください。

(4) 下請契約(施工体制台帳に記載を求める契約をいう)における県内企業の採用について

県内企業の振興や地域経済の活性化を図る観点から、下請契約における県内企業の優先採用に関する特記仕様書により取り組みを推進してください。

※下請契約における県内企業の優先採用に関する特記仕様書のHPアドレスは次のとおりです。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/sekisankijun/shiyosho.html#bekkei>

(5) 下請負人の指導について

ア 下請契約について

下請契約は、建設工事標準下請契約約款によって結んでください。建設工事標準下請契約約款を使用できない理由があるときは、同約款に準拠したものにより契約内容を明確にするとともに、下請代金の決定、前払金を含む下請代金の支払等に不適正な条件を付さないようにし、不必要な重層下請を避けるように配慮してください。

イ 下請負人の選定について

下請負人の選定に当たっては、「長野県建設工事元請・下請関係適正化指導要綱」の第3に規定する事項に留意し、下請契約の額が建設業法で定められた金額以上となる場合は、建設業

の許可を受けているものでなければ下請負人とすることはできません。

ウ 下請負人の指導について

「長野県建設工事元請・下請関係適正化指導要綱」に規定される事項を遵守し、下請負人に対して必要な指導、助言その他の援助を行ってください。

(6) 建設資材納入業者との契約について

契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引の確保に努めてください。

(7) ダンプトラック等による過積載、不正改造等の防止について

ダンプトラック等の過積載防止対策等については下記を遵守し、下請契約における受注者を指導してください。また、具体的な対策を施工計画書に記載し、実施した対策については、点検記録等を整理・保管し、監督員等に求められた際は、提示すること。

ア 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないでください。

イ 過積載、不正改造等を行っている資材納入業者から資材を購入しないでください。

ウ 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにしてください。

エ さし枠装着車、物品積載装置、リヤバンパー等を不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないでください。並びに工事現場に出入りすることのないようにしてください。

オ 過積載車両、さし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載、不正改造等を助長することのないようにしてください。

カ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じてください。

キ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進してください。

ク 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除してください。

ケ 以上のことにつき、下請負人を指導してください。

コ 上記の対策について、施工計画書に具体的に記載してください。

(8) 不正軽油撲滅対策について

ア 軽油を燃料とする車両及び建設機械等には、ガソリンスタンド等で販売されている適正な軽油を使用してください。

イ 県庁税務課及び各県税事務所が行う燃料の抜き取り調査等に協力してください。

5 技術事項

(1) 材料

ア 工事で使用する材料の承認

工事で使用する材料は、「材料承認願い」を提出して監督員の承諾を得てください。レディーミクストコンクリートはP33添付のコンクリート工特記仕様書によってください。ただし、レディーミクストコンクリート以外の資材は、松本地域振興局のホームページに一括承認の資材として掲載されている資材及びJIS認定品の材料承認願いは提示、提出いづれも不要です。

なお、使用量が少ない資材は協議の上、品質証明資料等の提出を省略できるものとする。

イ 規格及び品質

使用材料のうち下表に示すものについては、指定されたものを使用することとし、これにより難しい場合は監督員と協議してください。

材料の名称	使用の有無	品質・規格・寸法	産地	使用工種	摘要
コンクリート	☒ あり ☐ なし	(後添付) コンクリート工 特記仕様書による			
コンクリート ブロック	☐ あり ☒ なし	重量は「JIS A 5371 附属書 4 表 2」の質 量による区分 A(施 工面積 1 m ² 当たりの 質量 350kg 以上)で あること			
型枠用合板	☒ あり ☐ なし	県産材型枠用合板	長野 県産 材	床固工	「県産材産地証明書等」を 材料納入伝票と同様に整理 保管すること。
堰名板	☒ あり ☐ なし	工事費内訳書に示す とおり		床固工	様式は下記のとおり 令和 8 年度 予防治山事業 第 7 号工事 床固工(コンクリート) L=26.00m H=4.00m V=183m³ 安曇野市 吐中 長野県 林務部
植栽木 (ヤマザクラ・ ヤマモミジ)	☐ あり ☒ なし	苗木 (H=45cm 径=6mm)	長野 県内	植栽工	「生産事業者表示票」を材 料納入伝票と同様に整理保 管すること。

ウ 検査又は試験

材料に係る監督員の行う検査又は品質管理規準の規定のほかには受注者が行う試験

な し

エ 工事に使用する苗木

苗木については県内産苗木を優先的に使用してください。また、苗木の生産地や生産者の確認を行うため、苗木生産者等が発行する「生産事業者表示票」を材料納入伝票と同様に整理保管し、監督員に提示してください。ただし、これによりがたい場合は監督員と協議して

ください。（県内産苗木とは、県内において育苗されたもの又は植栽直前までの一定期間を県内において養生した苗木です）

オ 工事に使用する木材

木材利用を積極的に進め、使用に当たっては原則として、長野県産材を使用してください。またしゅん工書類に長野県県産間伐材供給センター協議会から発行される県産材産地証明書等を添付してください。証明書の発行は、次の地区協議会が行っています。

東信地区協議会 小諸市甲鞍掛 4747（東信木材センター協同組合連合会内）

南信地区協議会 上伊那郡辰野町伊那富後山 5892－1

（長野県森林組合連合会 南信木材センター内）

中信地区協議会 安曇野市三郷温 4000

（長野県森林組合連合会 中信木材センター）

北信地区協議会 長野市大字穂保字中ノ配 342－1

（長野県森林組合連合会 北信木材センター内）

上記協議会以外の証明書を使用したい場合は監督員と協議してください。

また、供給困難等の理由により、県産材を使用できない場合は別途協議をお願いします。

カ 建設資材の県内産優先使用

a 受注者は、本工事に使用する材料について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材を優先使用するように努めてください。

b 受注者は、工事用資材の調達に当たっては、極力県内の取扱い業者から購入してください。

c 受注者は、本工事の主要材料について、県外産資材を使用する場合は、その資材名及び県内産資材を使用しない理由などを（別紙1）「県外産資材使用報告書」に記入し、監督員に提出してください。別紙1掲載のHPアドレスは、次のとおりです。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/sekisankijun/shiyosho.html#bekkei>

なお、提出が必要な資材は、「生コン」「碎石」「加熱 As 合材」「Co 二次製品」とします。

また、災害復旧工事では提出不要です。

キ 信州リサイクル認定製品の利用促進

工事材料として、信州リサイクル認定製品を積極的に利用してください。なお、利用に当たっては、事前に監督員と協議してください。契約後、信州リサイクル認定製品を使用する場合は、年度末に利用状況を取りまとめる必要があるため、しゅん工時に、（別紙2）「信州リサイクル製品利用状況報告（製品別・工事別内訳）」を提出してください。

信州リサイクル製品認定制度のHPアドレスは、次のとおりです。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/shigen/ninte/index.html>

別紙2掲載のHPアドレスは、次のとおりです。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/sekisankijun/shiyosho.html#bekkei>

（型枠の使用がある現場について記載）

ク 型枠の使用について

コンクリート施工に際して原則として長野県産材による型枠用合板を使用することとしていますので、工事の実施に当たっては、以下によってください。

1 実施方法

- ・受注者は、長野県産材による型枠用合板を使用するか否かについて、以下の事項を踏まえ工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。
- ・型枠は「信州木材認証製品」の針葉樹合板を使用すること。
- ・当該製品の調達が困難と判断される場合は、信州木材認証製品センター（長野県木材協同組合連合会内 長野市岡田町 30-16 Tel026-226-1471）に調達を依頼すること。
- ・その他の理由により当該製品を使用しない場合は、その旨協議を行い、監督員の承認を得た場合に限り、代替製品の使用を認めるものとする。
- ・当該製品を使用するに当たり、型枠用合板単価との乖離があると判断される場合については、価格差が分かる見積り資料とともに監督員へ工事打合せ簿にて提出するものとする。
- ・監督員は、提出された見積りをもとに、型枠用合板の㎡当たりの差額を型枠使用回数 2.3 回で割った単価を、変更設計書に計上する。
- ・製品を調達する際は、信州木材認証製品センターより「信州木材認証製品出荷証明書」を取得し、検査時等（監督員から求められた場合を含む）に提出する。なお、型枠用合板の仕様等については、「別紙 コンクリート型枠用合板の仕様と標準的な印字等について」による。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/sekisankijun/shiyosho.html#bekkei>

また、当該証明書を取得できない場合は、監督員と協議の上、別途製品の証明を行うこと。

- ・監督員は、型枠用合板製品に記されている証明印を確認する等、「信州木材認証製品」であることを確認する。

2 施工方法

- ・針葉樹型枠用合板については、輸入品のラワン材型枠用合板に比較すると木材に含まれる空気層が多いため、天候や湿度の変化によって含水率の影響を受けソリや歪を生じることがある。このため、従来の支保工で施工した場合、打設後の脱型までの工程を考慮すると、この反りや歪を抑えることができない恐れがあり、出来形に影響が出てからでは手遅れとなるため、別紙を参考に栈木等による合板の固定を推奨するものである。

例示：栈木等による合板の固定

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/sekisankijun/shiyosho.html#bekkei>

(2) 段階確認

共通仕様書 1-1-1-25 表 1-1-1 に示す段階確認一覧表のほか、下表により監督員による検査を行いますので、予め立会を依頼してください。

段階確認の依頼は「段階確認書」により行ってください。なお、監督員が立ち会い確認した場合、材料検測等の写真及び臨場の状況写真は不要です。

工 種	確認時期
-----	------

種 別	細 別	
なし		

(3) 創意工夫・社会性等に関する実施状況

受注者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫または地域社会への貢献として評価できる項目に関して、工事完了時までに所定の様式により提出することができます(別紙3)。

※ICT活用工事については、発注者が事前協議資料や施工計画書等で実施状況を確認できれば、説明資料の作成・提出は不要とします。

※週休2日(土日)については、発注者が実施工程表等で実施状況を確認できれば、説明資料の作成・提出は不要とします。

別紙3掲載のHPアドレスは、次のとおりです。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/sekisankijun/shiyosho.html#bekkei>

(4) 提出書類

提出書類の基準は、次のアドレスに別掲しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/sekisankijun/shiyosho.html#bekkei>

工事書類の簡素化の取扱いについて

工事書類の国土交通省様式との標準化の検討及び「地域を支える建設業検討会議施工・品質確保分科会」における工事書類簡素化の検討結果に基づいて、受注者の書類作成の省力化・効率化につながる部分だけ取り入れ実施するものです。次のアドレスに掲載してある「工事書類の簡素化ガイドライン」により工事書類の作成をお願いします。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/sekisankijun/shunkou.html>

工事の週休2日工事実施要領に基づく、現場閉所の実施状況の確認方法については、同要領第6第8項中の確認を以下のいずれかの資料によることとします。

- (1) 実施工程表(現場閉所日を記載したもの)
- (2) 週間工程表(実施状況をフォローしたもの)
- (3) 工事記録
- (4) 必要事項が掲載された受注者の任意資料

掲載内容以外に提出していただく書類、提出時期等は下表のとおりです。

提出書類

提出(提示)書類	提出(提示)時期	摘 要
①安全教育・訓練 (下記※安全教育表を参照)	①しゅん工時 ②監督員の請求があった時	A4版1枚に内容、出席者を記録したもの(併せて状況写真数枚)
②KYK、TBM、新規入場者教育(安衛法59,60条)	①しゅん工時 ②監督員の請求があった時	実施状況写真数枚

伝票関係の提出書類

提出(提示)書類	提出(提示)時期	摘 要
----------	----------	-----

①交通整理員	①しゅん工時 ②監督員の請求があった時	条件明示事項で日人数または、総人数を指定した場合以外伝票の提出・掲示は不要
②生コン <u>以外</u> の材料伝票	①しゅん工時 ②監督員、検査員の請求があった時	原則、掲示・提出の必要はないが、出来形・品質を材料数量で確認する必要がある場合は、求めに応じ提示する

※安全教育表

日 付	出席者(出席者の自筆による事)	内 容
(開催内容の分かる写真を添付)		

安全教育・訓練等について次のアドレスに別掲しておりますので、掲載内容を実施してください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/sekisankijun/shiyosho.html#bekkei>

(5) ICT活用工事

☑ (受注者希望型)

受注者の実施希望によりICT技術の導入を検討するので、導入を希望する場合には、「ICT活用工事の実施方針 長野県林務部」に基づく実施内容等を工事打合簿に記載の上、監督員と協議を行うこと。

受注者は、導入を希望する場合には、「ICT活用工事の実施方針 長野県林務部」により、実施内容等を工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。

● <https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/i-conrinmu.html>

ICTを活用した掘削工、法面整形工について、今後の歩掛の適正化を図るために工程調査を実施する。工程調査に要する費用については、必要に応じて設計変更するため受注者が記録した工程調査者、工程調査に要した時間等により監督員と協議すること。

(6) 省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事

☑ (受注者希望型)

受注者の実施希望によりチルトローテータの導入を検討するので、導入を希望する場合には「森林整備保全事業省人化建設機械（チルトローテータ）試行工実施要領等」を確認の上、工事打合簿により実施内容等を監督員と協議すること。

● <https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/i-conrinmu.html>

(7) 地盤情報（ボーリング柱状図等）の取扱いについて

☑ 本工事は、地盤情報を「国土地盤情報データベース」へ登録を対象としない工事である。

(8) 工事標識板

ア 工事標識板は、地域振興局名及び施工業者名と合わせて、林務課担当係名と松本地域振興局代表電話番号 [0263-47-7800]及び施工業者の電話番号を記入してください。

(9) 電子納品

電子納品にあたっては、「林務部における電子納品に係る実施要領」によるものとします。

- <https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/cals/torikumi/rinmu.html>

(10) 情報共有システムの利用について

この工事は情報共有システムの利用する工事です。

利用にあたっては「林務部における情報共有システム実施要領」によるものとします。

- <https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/cals/torikumi/rinmu.html>

(11) 工事現場等における遠隔臨場について

☑ 本工事は、遠隔臨場の導入を検討する工事である。

- ・ 受注者は、遠隔臨場の導入をするか否を含め、通信環境、ウェアラブルカメラ等の機器及び費用等を確認の上、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。

導入にあたっては、「工事現場等における遠隔臨場に関する試行要領 長野県林務部」による。

- <https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/i-conrinmu.html>

(12) 建設キャリアアップシステム活用試行工事

本工事は、「長野県林務部建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」に基づく、建設キャリアアップシステム活用試行工事です。活用を希望する場合は、工事打合せ簿により発注者と協議してください。

(参照) 長野県林務部建設キャリアアップシステム活用工事試行要領

- <https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/i-conrinmu.html>

(13) その他

- ・ 地震や集中豪雨による被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工にあたっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するように努めてください。

- ・ 仮設道の復旧方法、流末処理について

関係機関、地権者との立会い・打合せの結果により、変更になる事があります。

(特記仕様書) 表ーⅠ

資材価格等について

本工事に係る工事費の積算に当たっては、長野県林務部の「令和8年度森林土木事業設計単価表」や積算資料**電子版**(財団法人経済調査会)及び**Web**建設物価(財団法人建設物価調査会)に設定されている単価より予定価格を算出しています。なお、「令和8年度森林土木事業設計単価表」は合同庁舎行政情報コーナー(県庁行政情報センター)や県立図書館において閲覧できます。

堰名板の単価は、91,200円で、令和7年8月29日時点の森林土木単価を準用しています。
堰名板の流通単価が設計と著しく異なる場合は、必要に応じ協議してください

なお、使用した単価は予定価格算出上のものであり、特定の製品や民間取引を指定したものではありません。

中東情勢の変化等による資材の流通状況を踏まえた対応について

1. ナフサを由来とする資材(以下、「調達検討資材」)の調達において、昨今の中東情勢の変化に伴う供給の偏りや流通の目詰まりにより入手の遅延や別途調達に経費が必要となる等の事象が確認された場合は、発注者と協議するものとする。

2. 調達検討資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、発注者と協議するものとする。

調達検討資材

資材名	規格	設計数量	単価適用年月日	単価適用地区
塩化ビニール管 (無孔管, VP300)	Φ300	2m	R8.07.01	中信(2)地区
鉄線枠	H50×L2.0 ×W80 cm	83m	R8.07.01	中信(2)地区
鉄線枠側面板	H50×W80 cm	16 枚	R8.07.01	中信(2)地区

3. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を発注者に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

【コンクリート工特記仕様書】

1 品質

原則として年度当初に松本地域振興局長が一括承認した工場の製品を使用することとし、「レディミクストコンクリート配合計画書」を添付して発注者の使用承認を受けてください。一括承認された以外の工場の製品を選択する場合は、その理由や工場からの運搬方法等必要な書類を提出し、発注者と協議してください。

配合の設計条件(床固工)

配合の設計条件					
呼び方	コンクリートの種類	呼び強度	スランプ	粗骨材の最大寸法	セメントの種類による区分
	普通	18	5	40	BB
指定事項	単位容積重量	22.6KN/m ³	空気量		4.5%±1.5%
	コンクリートの温度	5～25℃	混和材料の種類		AE 減水剤
	呼び強度を保証する材令	28 日	水セメント比		60%以下

2 コンクリート担当技術者の配置

受注者は、この工事で50m³以上のコンクリートを使用する場合、コンクリート担当技術者を配置し、施工計画書に記載してください。なお、コンクリート担当技術者は主任技術者又は監理技術者等との兼任は可能です。また、現場代理人が主任技術者の資格を有する場合は兼務が可能です。

3 責任分界点からの、受注者が行う品質管理

受注者は、責任分界点から先の全ての品質管理に責任を負うものであり、品質管理のための試験等を生コン会社に委託する場合は、その全てに立ち会うなど、品質管理を行い、試験記録や写真をしゅん工書類として提出してください。

ただし、関係部長通知により指定された建設材料試験期間で行うコンクリート圧縮強度試験（標準養生を含む）は、従来どおり、立ち会い及び写真を省略出来るものとします。

a スランプ、空気量等について

スランプ試験の規格値(許容差) J I S A 5308 4. 1 によってください。

その他の規格値、試験基準等は品質管理基準によってください。

b コンクリートの圧縮強度について

(a) 規格値、試験基準等は品質管理基準により、 σ_7 、 σ_{28} について行ってください。

(b) 供試体(テストピース)について

(I) 供試体の作製

J I S A 1132 によってください。

なお、供試体寸法は初回の試験から最終の試験まで変動させず、供試体には受注者の主任技術者又はコンクリート担当技術者がサインした供試体確認版を入れてください。

供試体確認版：所定事項を記入し供試体型枠側面に張付ける確認版

(Ⅱ) 採取及び試験場所

打設現場(型枠内)で採取し、養生方法は現場養生としてください。竣工書類に状況写真を添付してください。

・採取個数 3個/回

・採取回数 $\sigma 7$: 初回打設日に1回

$\sigma 28$: 打設日1日につき1回

・試験場所 原則として、(財)長野県建設技術センター松本試験所とします。

c 塩化物量

「コンクリートの耐久性向上特記仕様書」を適用するので、塩化物総量規制対象構造物及びアルカリ骨材反応抑制対策対象構造物に該当する場合、同特記仕様書によってください。

なお、無筋コンクリート構造物であっても、水平打継面に挿筋を指定しているものは塩化物総量規制対象構造物とします。

d 試験結果の記録・報告

記録(管理図)や写真を作成し、監督員から閲覧を求められたときにはこれに応ずるとともに、成果品として提出してください。

4 コンクリート打設工程図

正面及び側面構造物に、打設日及び打設範囲を記録し、提出してください。供試体を採取した打設範囲には $\sigma 7$ 、 $\sigma 28$ と記入してください。

5 コンクリートの打ち継ぎ間隔日数について

受注者は、コンクリートの打設間隔に当たって、事前にセメントの水和熱による温度応力及び温度ひび割れに対する十分な検討を行なった上で、打込み区画の大きさ、リフト高、継目の位置及び構造、打込み時間間隔を設定してください。

治山ダム及び同等の断面を有するコンクリート構造物の打設間隔は、共通仕様書 第5章 第11節 【参考】マスコンクリートにおける打設間隔の参考日数を参考にして監督員と協議してください。コンクリートの打設は、共通仕様書に定める打ち込み準備ならびに、打設後の適切な養生を実施してください。

6 レディミクストコンクリート納入書

納入書(伝票の余白又はコンクリート管理野帳(参考様式))には、納入書に記載される納入時刻欄の発着時刻に加え打設完了時間を記入し、荷受け職印欄にサインをする。納入書は整理保管し、監督員等の求めに応じて提示してください。また、しゅん工検査時に提示すること。

また、スランプ、空気量測定値の記載は品質管理資料で確認できるため不要とします。

また、供試体を採取した場合は、その旨納入書に記載してください。

7 型枠緊張材料

止水タイプのプラスチックコーンの使用を標準とし、脱型後の穴は、必ずモルタル等で埋め

てください。

(参 考) レディーミクストコンクリート 管理野帳

月 日	運搬車 No.	コンクリート 調合時間	現場 到着時間	スランプ	空気量	荷卸し 終了時間	打設 完了時間	コンクリート 打込温度	コンクリート 容量	備考

・記載方法

- 1) この野帳はコンクリート運搬車 1 台ごとに記入し、1 日ごとに容量で小計を取り、工種ごとに計を取る。
- 2) 運搬車 No. コンクリート調合時間、容量はレミコン製造工場が JIS A5308 の規定により発行する「レディーミクストコンクリート納入書」に基づいて記入する。
- 3) 到着時間は、アジテータが荷卸し場所へ到着した時間。
- 4) スランプ、空気量は、それぞれ定められた方法によって測定した測定値。
- 5) 荷卸し終了時間は、レミコン車からコンクリートが全量排出された時間。
- 6) 打設完了時間は、運搬車 1 台のコンクリートが型枠内に運搬（ケーブルクレーン等により）されたうえ、打設（バイブレータによる締固め）を完了した時間。
- 7) 備考へは、工種名、供試体の採取番号、試験結果等の必要事項を記入する。
- 8) 用紙の大きさは、A 4 判とする。

8 コンクリート構造物のクラックの処置

コンクリート構造物のクラックの処置については次のとおりとする。

- 1) クラックが発生した構造物では「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針」に基づき、進行性または有害なクラックに該当するか否か調査すること。
- 2) 進行性または有害なクラックが発生し、発生したクラックに対しては専門技術者（有資格者）の意見に基づく処置をすること。